環境影響評価(環境アセスメント)に係るお知らせ

平成17年3月1日

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第22条第2項の規定に基づき、「(仮称)東三田マンション計画」に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

なお、条例見解書とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見に対する指定開発行 為者の見解を示したものです。

- 1 指定開発行為者東京都港区芝二丁目32番1号株式会社長谷エコーポレーション取締役 岡 正徳
- 2 指定開発行為の名称及び種類
- (1)名 称 (仮称)東三田マンション計画
- (2)種類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第2種行為) 住宅団地の新設(第2種行為) 大規模建築物の新設(第2種行為)

- 3 指定開発行為を実施する区域 川崎市多摩区東三田三丁目10番ほか
- 4 指定開発行為の目的及び内容
- (1)目 的 分譲共同住宅の建設
- (2)内容

アー区域面槓	55,916.17m
イ 計画人口(計画戸数)	2 , 4 3 5人 (7 7 1戸)
ウ 土地利用計画	
(ア)公園	3 , 3 5 4 . 9 8 m²
(イ)公益用地(緑地)	2 , 0 5 0 . 1 3 m²
(ウ)住宅棟	10,829.26 m²
(工)駐車場棟	5 , 2 8 7 . 4 3 m²
(オ)通路、広場	13,246.47 m²

(力)緑化地

(キ)車路、屋外駐車場

(ク)専用庭

(ケ)駐輪場

(コ)その他

工 建築計画

(ア)構造

(イ)階数

(ウ)高さ

(工)建築面積

(才)延床面積

14,426.37m²

3,514.07m²

1,460.27m²

1,519.74 m²

2 2 7 . 4 5 m²

鉄骨鉄筋コンクリート造

地上15階,地下1階

44.98m

17,878.37m²

91,157.52m²

5 指定開発行為の施行期間

着手予定:平成17年3月

完了予定:平成19年3月

6 条例見解書の写しの縦覧期間、場所及び時間

(1)期間

平成17年3月1日(火)から平成17年3月30日(水)まで

(2)場 所

多摩区役所、多摩区役所生田出張所、宮前区役所、宮前区役所向丘出張所及び本庁 (環境局環境評価室)

(3)時間

午前8時30分から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。

7 条例公聴会の開催について

条例準備書関係住民及び指定開発行為者は、縦覧期間内に条例準備書等に関する公聴会の開催を市長に申し出ることができます。公聴会の開催の申出があった場合で、市長が必要と認めるときは公聴会を開催します。

なお、申出用紙は上記縦覧場所に用意してあります。

条例公聴会開催申出書の提出期限:平成17年3月30日(水)まで

(郵送の場合は3月30日消印有効)